議案第６３号

朝霞市コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例

朝霞市コミュニティセンター設置及び管理条例（昭和５９年朝霞市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

別表備考第３項中「１００分の５０」を「１００分の１００」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　施行日前に施行日以後の使用について許可を受けた者からは、改正前の朝霞市コミュニティセンター設置及び管理条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該使用に係る改正後の朝霞市コミュニティセンター設置及び管理条例に定める額の使用料を徴収する。

令和８年１１月２７日提出

朝霞市長　松下　昌代